

災害からの創造的復興と 地方創生への取組

平成27年度からは、復旧・復興体制の強化充実や地方創生への取組、そして、第3次行政改革プランを策定するとともに、新庁舎のあり方の検討、また、空き家対策と移住・定住施策を一体的に推進します。そのため、小規模な課・係を統合し、市政の重要課題に柔軟かつ専門的に対応ができる組織体制としました。

主な組織改正の内容

- ①総合政策課に「地方創生戦略係」を設置し、人口問題、雇用問題など地域課題の解決に向けて地方創生に取り組みます。
- ②行政経営課を新設し、第3次行政改革プランを策定するとともに、新庁舎や支所のあり方について検討し、長期的な視点から公共施設の総合管理の方針を策定します。
- ③職員課に人材育成係を設置し、職場風土の改善に向け、職員の意識改革に取り組みます。また、総務課にコンプライアンス担当参事を新設し、組織としての不正事務処理再発防止策で

あるコンプライアンス方針を策定し実施します。

④市民活動課を新設し、自治会等と協働しながら特色ある地域づくりと生涯学習を推進します。

⑤くらしの安全課を新設し、豪雨災害の教訓から危機管理面における体制を充実強化するとともに、一体的にくらしの安全を守ります。

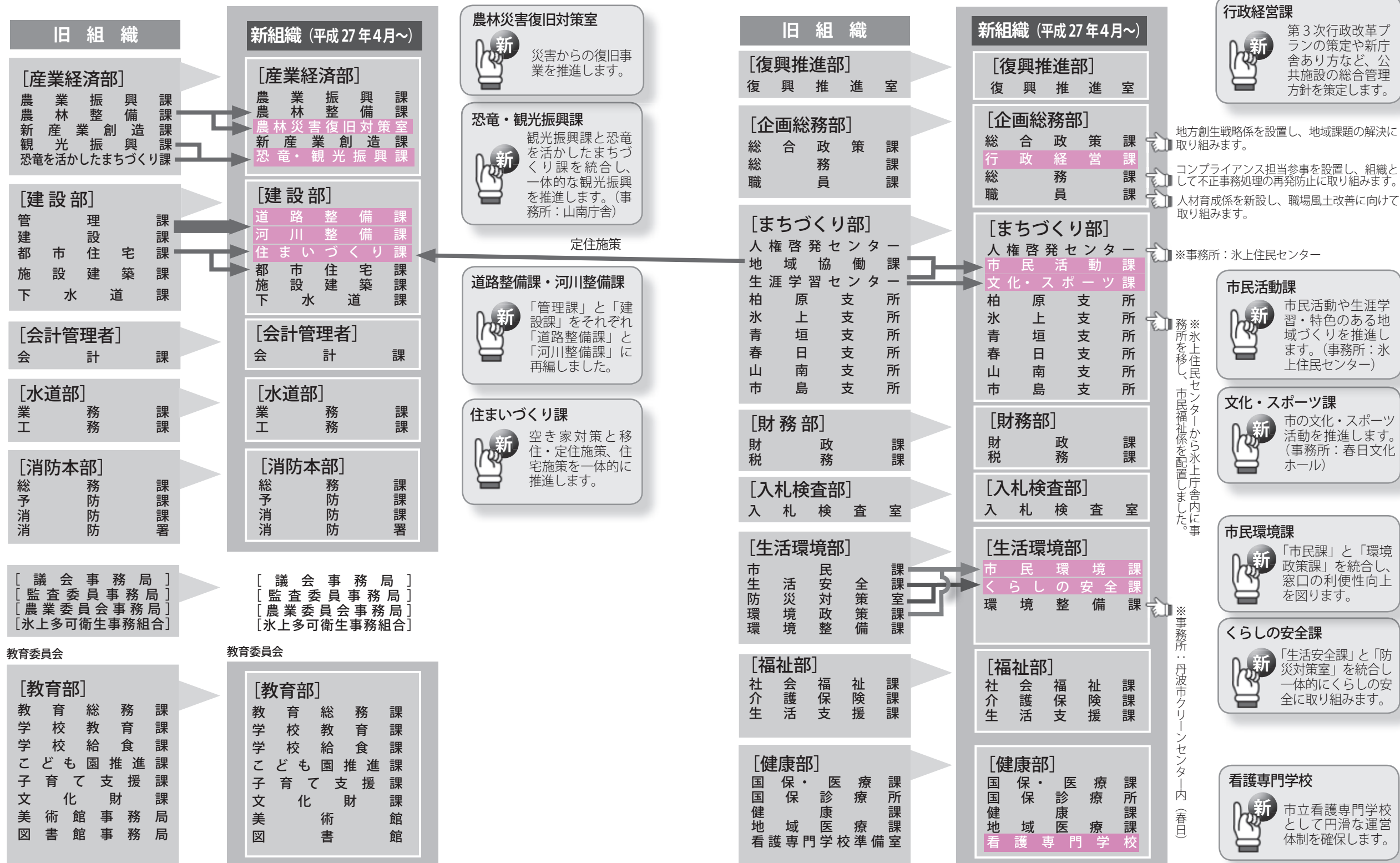
⑥市民環境課を新設し、窓口の利便性の向上を図ります。

⑦農林災害復旧対策室を新設し、これまで農林整備課で対応していた農林災害対応事務を独立させ、復旧事業を強力に推進します。

⑧恐竜・観光振興課を新設し、恐竜を活かしたまちづくりと観光振興を一体的に推進します。

⑨住まいづくり課を新設し、空き家対策と移住・定住施策を一体的に推進します。

ての不正事務処理再発防止策であるコンプライアンス方針を策定し実施します。



市役所の組織が変わりました。